

かずさ水道広域連合企業団水道事業 概算数量設計発注方式実施要領 (試行)

(目的)

第1条 この要領は、かずさ水道広域連合企業団水道事業が発注する水道工事において、設計・積算業務の簡略化及び効率化を促進し、発注の平準化及び事業の円滑な執行を目的とした「概算数量設計発注方式（以下「概算方式」という。）」による工事の試行に当たり、必要な事項を定めるものである。

(用語の定義)

第2条 概算方式とは、当初設計において概算数量で設計積算した工事と、工事計画図書の作成業務を併せて、工事受注者が実施するものである。

2 工事計画図書とは、契約後、受注者が現地調査及び測量を行い、結果をとりまとめて作成する図書のことであり、以下のものを標準とする。

- (1) 平面図、横断図、縦断図、配管詳細図、構造図、路面本復旧平面図
- (2) 数量計算書

(試行対象工事等)

第3条 試行対象工事は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 基本設計の成果品がある工事
- (2) かずさ水道広域連合企業団が発注する水道事業の管工事

(当初設計図書の作成)

第4条 当初設計図書は、次のとおり作成する。

- (1) 概算方式で発注する設計図書には、総括表の設計説明欄等に数量が概算であることを明示し、「概算数量設計発注方式に係る特記仕様書」を添付する。
- (2) 当初設計時の図面は、原則として基本設計の成果品を用いる。
- (3) 共通仮設費の準備費に、次条に規定する工事計画図書の作成費用を積み上げる。なお、当該費用は、現場管理費及び一般管理費の対象としない。

(工事計画図書作成費)

第5条 当初設計時の工事計画図書作成費の計上方法は、次のとおりとする。

- (1) 基本的な歩掛として国土交通省関東地方整備局が公開している「図面作成業務積算基準（以下「積算基準」という。）」を用いるものとし、これに基づき積算する。
- (2) 基本設計で数量計算書を作成していない場合、積算基準のうち数量計算の歩掛については「水道事業実務必携（全国簡易水道協議会）」を用いる。
- (3) 河川横断や軌道横断等を伴う設計難易度が高い工事の場合は、工事計画図書

の作成に専門的技能を有する建設コンサルタント等が必要となることが想定されるため、積算基準のうち現地調査の歩掛については「水道事業実務必携（全国簡易水道協議会）」を用いる。

（入札参加者への周知）

第6条 概算方式による場合は、入札公告に概算方式であることを明示する。

（技術者の専任配置義務の緩和）

第7条 かずさ水道広域連合企業団建設工事適正化指導要綱第6条第3項に定めのある技術者の専任配置に関して、国土交通省の「監理技術者制度運用マニュアル-三-(2) 監理技術者の専任期間」に記載があるとおおり、現場施工に着手するまでの期間、すなわち本要領でいう工事計画図書の作成期間については、受注者が配置する主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の工事現場への専任は要しないものとし、当該緩和措置について「概算数量設計発注方式に係る特記仕様書」に明記する。

（設計変更の取り扱い）

第8条 工事計画図書に基づく設計変更については、次のとおりとする。

- （1）発注者は、受注者から提出された工事計画図書について、内容の精査、確認をする。
- （2）受発注者協議の上、設計数量を確定し、かずさ水道広域連合企業団積算基準（設計要領）及び土木工事請負契約に係る設計変更等ガイドライン（千葉県県土整備部）に基づき設計変更する。なお、設計変更の理由は、原則として「概算数量発注工事の精査による」とし、これによらない特筆すべき変更事項、追加事項がある場合は変更理由を明記するものとする。
- （3）前号の設計変更のほか、工事完成時の精算設計及び変更契約手続きは、従来の発注工事同様に実施するものとする。
- （4）具体的な流れは、別紙「概算数量設計発注方式のフローチャート」による。

附則

この要領は、令和6年11月8日から施行する。

概算数量設計発注方式のフローチャート

